慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	挑戦を受ける民主主義：解題
Sub Title	
Author	西川, 理恵子(Nishikawa, Rieko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.12 (2018. 12) ,p.87- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成三〇年度慶應法学会シンポジウム： 挑戦を受ける民主主義
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20181228-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事：平成三〇年度慶應法学会シンポジウム

挑戦を受ける民主主義

解　題

法学部教授　西川理恵子

二〇一六年に行われたイギリスの国民投票によって、瓢箪から駒のようなブレクジットという結果が発生したころぐらいから、いわゆるポピュリズムの波が、世界を襲っているように見える。フランスやドイツ、またオーストリアなどにおける右派の抬頭はその一つの表れと言えるだろう。そして、アメリカでもトランプ大統領の出現を見た。このような動きやポピュリストの出現はもちろん、民主的主義の手法の下で起こったことではある。一面では、エリートや現在の富の偏在にノーを突き付けた普通の人々の意見表明ということもできるだろう。[1] しかし、それがもたらすものは最終的に民主主義の弱体化である。

民主主義体制というのは、歴史から明らかなように権力の偏在を防ぎ、市民の意思を政治社会に反映させることを可能にするための装置として発達してきた。しかし、現在の現象からは、民主主義が見直しを迫られているか、終焉を迎え、あるいは変容の過程にあるかのように見えるのである。

いずれにせよ、いろいろな場所、国で民主主義は挑戦を受けているようだ。それは、ヨーロッパやアメリカのような民主制が確立しているところだけではなく、民主制が確立していない、又は民主化の途上にある国においても同様である。何が起こっているのだろうか。また、なぜだろう。今回の研究大会においてはこれが

テーマであった。

振り返ってみるに、ブレクジットと、トランプ大統領の選出の原因は、低い投票率であったように思われる。何故そうであったのだろうか。一つの理由は、人々が不満を持ちながら、変化すべきでないか、変化しないほうが良いと感じていたことであろう。どうせ、どうにもならない、または、どうせ、一票で何かが変わるわけでもないと感じると、投票率は下がる。

変化を望む、または勝利を得る確率の低いほうが、あわよくば、と投票に出かける可能性は高いであろう。結果的に、ブレクジットの場合には僅差で、ブレクジットが決まり、イギリス国民は多くが、いささか慌てたように見えた。現在のイギリスは、EU離脱の交渉をしながら、国内では再国民投票を要求する勢力もかなり大きいという状態である。必ずしも前回の国民投票が民意を反映していなかったことの反動だとも見える。

さらに、ポピュリズムについて考えるなら、イギリスの場合、扇動的にブレクジットをあおった政治家は舞台から降りてしまった。一瞬の動きでイギリスを大きく変換し、壊しただけでどうするかについての責任は負わないで行ってしまったようなものである。

アメリカの大統領選は様子が、少し違う。得票数が明らかに対立候補を上回ったクリントン候補が敗北したのである。これは、アメリカ大統領選挙の制度自体が持つ特性の問題ともいえるかもしれない。直接選挙でなく、独特の間接選挙制をとるが故の出来事だったともいえよう。

しかし、結果的には双方のケースとも予想に反する、民主主義からは望ましくない事態を生成したことになる。

そもそも、選挙というのは、民主主義においては最終決定手段だといってよいだろう。本来、民主主義とはコンセンサス形成プロセスといってよい。多数決原理が民主主義の本質ではあるまい。いかに少数者を含めた対話の中から最善の解決策を見出すか。近代における社会の中で個人の自由を最大限に生かすためのシステムが民主主義であるからである。だから投票というのは最終局面で出てくる手段となる。では、なぜ、いま前述のように民主主義は挑戦を受けているように見えるのだろうか。何故、ポピュリズムが抬頭してきたのであろうか。

他者に対する不寛容と多様性やグローバリゼイションに対する疲弊、忌避がポピュリズムの原因になっているようにも見えるが、それはなぜなのだろうか。

そして、果たして現在民主制と言われているシステムは、本当の意味での民主主義を守るシステムとして出来上がっているのか。民主主義の旗手として世界をリードしてきたアメリカ合衆国、またはコモンロー世界を考えてみよう。

アメリカが、その法を継受したイギリスの歴史は、マグナカルタ以来、王権からの自由を、王権の制限を画策してきたようにも見える。その結果が、議会の成立であり、人権宣言である。議会は王の専横による課税権を制限しようとした結果の発明ともいえる。

また、一方で裁判所の独立は、これも、また、王の専断的な裁判と執行を抑えることとなった。イギリスの場合、マグナカルタによって、裁判所が物理的に王の膝下から離れたことは偶然とはいえ、裁判所の独立を促すことになる。

結局のところ、三権分立は権力を制限するシステムとして出来上がった政治システムといえるだろう。とするとそれは、民主主義を守るためのものだったのか。

システムとしてコモンローは、というより、アメリカ憲法は三権分立をその制度に独立の時に組み込んだ。当時、彼らが意識していたのは、植民地政府と同様の中央政府を望まなかったこと、大きな連邦政府を望まなかったこと、州の独立性の維持、である。人権の重要さは意識されていたけれど、それは州のレベルで維持できると考えられていた。コンセンサスベースで国家や社会が運営されるべき、というのは植民地時代から当然の暗黙の了解であったようにも思える。植民地人の要求を反映させるための植民地会議は当然であったし、北部植民地はメイフラワーコンパクトとともに、権利と合意による植民地経営を当然としていた。このような状況では、あえて民主主義を唱えるあるいは、それを守るべきものとして意識はしていなかったとも考えられよう。

だとすると、その中で民主主義をどうとらえるか。

さらに、近代史においては、民主制をとる国家が資本主義の下、物質的な発展を他の地域より早く進めた。また、人権保護も同時に高い価値を認められてきている。その中で、民主制をとる国家が増加してきたのは確かである。少なくとも、表面上は独立した旧植民地

区域を含め、共和制をとる国家が多数を占めている。しかし、果たしてそれらの国では、実際に民主的になっているのであろうか？

民主主義をどのように定義するかは容易ではない。形式的に会議体が決定権を持つというだけでは不十分である。究極的には、自由な国民が知る権利を保障され、表現の自由を持ち、人権が保障されている中で、コンセンサスが形成されるというのが理想であろう。前述したように、コンセンサスが民主主義の根幹である。では、共和制国家が増えることはそのような状況形成につながるか？　さらに国際関係における民主的な関係をどう形成していくかは国家間の関係とどれだけその参加国自身がそのような意思決定プロセスを大切にするかにかかっている。

ただし、このようなプロセスは時間と手間がかかる。決定プロセスにかかる時間だけを考えるのなら、独裁的なプロセスのほうがはるかに短時間で事柄は進むだろう。その国家なり社会が置かれた状況により、優先順位は変化する。また、民主的なプロセスに見えても、例えば会議体のメンバー間の対等関係、平等関係が成り立っていなければ、それはデモクラティックとは言えないだろう。例えば、外交関係においては、国家間の利害関係により、国際会議での投票の内容が決定される場合があることは周知の事実である。

では、今まで、どのようにして民主化は進んできたか？　それを牽引する主導者はその役割を果たしてきたか？　発展のモデルとしての民主主義は現在でもその価値を保っているのだろうか？

現在の状況は、必ずしもそのようにはなっていないようだ。むしろ、民主化の動きは後退しているように見える。経済発展に主眼を置いた発展モデルにおいては、強権的に政策を進めていくほうが、改革が進むように見えるのである。今現在、最も力を持って発展途上国における権力を求めている国、中国は民主主義を国内において封じ込めているようだ。表現の自由を認めない体制は、形式的に民主的に見えても民主制ではない。それが、モデルになるとすれば、国際的な民主化は進まないであろう。

問題は、その後に来る社会であるが、そこまでは発展中の国家は考えないということであろうか。ここでも、価値としての民主主義は挑戦を受けているように見える。選挙による大統領や首相の選任制度があった

としても、その選挙が民意を反映するのでなければそれは民主的とは言えない。近年のロシアの腐敗しきった大統領選、中国の国家主席の任期の排除など、民主制の後退と見える現象は多々ある。その理由が何であれ、例えばイスラム世界における民主主義運動は影を潜めたようだ。イスラム国が抬頭してきたころから、その傾向は顕著だったといえるだろう。それはなぜだったのか、民主的な自由な制度に代わる魅力ある制度とは何で、どのようにその動きはリードされているのか。これも、民主主義に対する別の角度からの挑戦といえるだろう。

では、なぜ、民主主義が挑戦を受け、後退する事が望ましくないのか。それは、民主主義の根幹が、人権保護と法の支配であるからである。民主主義は歴史の中で、人々によって自らの権利を守るために勝ち取られてきたのである。では、法はそれに対しどのようにその力を発揮してきたか。

もしも、民主主義を権利とするのなら、法による保護が実施されうるはずである。裁判所は、それをしてきたであろうか。または、それは法律上可能であるか、あったか。

今回のシンポジウムにおいてはこれらの問題が、各パネリストによって考察を加えられた。

そして、そのあとの活発なディスカッションでこれらの現象が起こる背景に、インターネットの普及とその特性、すなわち、知識が拡散するのと同時に、分断化が進む、という技術の発展による環境変化があったことが言及された。

また、全体を通して見えてきたことは、本来の民主主義、民主制というものが如何に脆弱であるか、それを維持していくには不断の努力が必要であり、それがいかに困難であるか、でもなお、その努力をしていくことが人類の務めである、というところであろうか。

パネリストを務めてくださったのは、東北大学の阿南友亮教授、慶應義塾大学からは、岡山裕教授と駒村圭吾常任理事であった。また、事務局の皆様の多大なるご尽力にもこの場をお借りして感謝の意を表したい。

（1）例えば、日本でも、アメリカでも、企業の景気が良くなったからと言って、それが賃金の上昇につながっているわけではない。アメリカでは、トランプ政権の下で最も利益を受けたのは、ウオールストリートの投資家のようである。